

令和7年度 我孫子市いじめ問題対策連絡協議会議事録

1 会議の名称	令和7年度 我孫子市いじめ問題対策連絡協議会
2 開催日時	令和7年5月19日（月）午後2時00分～午後3時15分
3 開催場所	議会棟A・B会議室
4 出席者	委員：13名 杉野委員（法務局柏支局長） 佐藤委員（我孫子警察署長） 秋永委員（柏児童相談所長代理 調査第二課長） 菅森委員（我孫子医師会） 鈴木委員（民生委員児童委員協議会長） 坂口委員（千葉県弁護士会） 佐藤委員（川村学園女子大学） 星野委員（市長） 渡辺委員（副市長） 丸委員（教育委員会教育長） 飯田委員（健康福祉部長） 星委員（子ども部長） 佐藤委員（教育総務部長） 事務局：12名 子ども相談課 8名 教育委員会指導課 4名
5 欠席者	1名 木村委員（柏人権擁護委員協議会）
6 議題	（1）我孫子市いじめ問題対策連絡協議会の概要について （2）我孫子市小中学校におけるいじめ防止の取組について （3）いじめ問題対策に対する主な機関・団体の取組等について
7 公開・非公開の別	公開
8 傍聴人の数	0名
9 会議の内容	（1）開会 ○会長より開会の挨拶 ○委員紹介 ○副会長の指名 （2）議事 1）我孫子市いじめ問題対策連絡協議会の概要について

○事務局（子ども相談課）より説明
いじめ防止対策推進法における本協議会の位置づけ
本協議会の役割について
○意見
特になし

2) 我孫子市小中学校におけるいじめ防止の取組について

①いじめについてのアンケートの報告

○事務局（指導課）より説明
○意見

坂口委員：いじめアンケートの質問は資料に書かれている言葉どおりか。

事務局（指導課）：基本的には一緒である。

坂口委員：いじめ予防授業では一番最初にいじめの定義について共通理解を目標とする。

ある題材を紹介して、これはいじめかどうか？と聞くと意見が分かれる。

いじめ＝悪いものという理解はあるけれど、何がいじめなのかというのははっきりとした理解がないことが非常に多い。

我孫子市でいじめの定義に関する指導や授業はしているか。

事務局（指導課）：いじめの定義については、教職員には法に照らし合わせて説明している。

子どもたちには、自分が嫌という気持ちがあれば「はい」と答えるよう伝えている。共通理解を図るような授業は実施していない。

星野委員：中学校のアンケートでいじめられていると答えた生徒は21名いるのに対し、いじめていると答えた生徒は0名。傍観者も多い。

学校によって様子が異なるため、中学校の指導は一工夫必要なのではないか。

②いじめ防止対策担当の取り組みについて

○事務局（指導課）より説明
○意見
特になし

3) いじめ問題対策に対する主な機関・団体の取組等について

佐藤委員：心理学部は教育支援センターに実習に行かせてもらっている。学生に聞くと、不登校というと暗いイメージがあったが、最近の子どもたちは自分のことをしっかりと考えている、自分がなぜ不登校になっているかをわかっていて、学校に戻りたい子もいれば戻るつもりはない、機会を与えてもらえれば勉強はできると感じている子もいるとのこと。学校に行くことの価値観は変わってきていると感じる。いじめに対してどう認識しているか。周りに気を遣い言えないという子が気になる。周りに迷惑をかけてしまう、大ごとになってしまうと思うと、自分が我慢すればよいと判断してしまう子がいる。必ず学校が守るから SOS を出してと伝えていく必要がある。

杉野委員：法務局では人権擁護委員連合会の委員と連携し、様々な人権啓発活動を行っている。子どもの人権は特に重要な課題である。取り組みとしては子どもの人権 110 番（フリーダイヤル）を開設。子どもの人権 SOS ミニレターは学校で配布してもらっている。多くは友人関係や勉強の悩みだが、虐待を疑わせるような重大な内容のものは学校や関係機関と連携しながら対応している。啓発活動人権に関する理解を深めてもらうことを目的に人権作文コンテスト等を実施している。

鈴木委員：地域における元気な高齢者は子どもたちを見守るのが生きがい。朝早く見守ったり、運動会等行事に参加したりしている。

坂口委員：弁護士会は、トラブル起こったあとの仕事が基本的に多い。唯一教育に関してはスクールロイヤーという形で、防止、早期発見、初動の時点でかかわることがある。千葉県弁護士会松戸支部は東葛 6 市からスクールロイヤーの推薦依頼があった場合は応えている。弁護士がいじめの未然防止、予防に関わるのはいじめ防止対策推進法第 1 条の目的に書かれている「児童等の尊厳」を保持するためである。人権の根幹。一人一人が尊重される自分も大切にされるし周りの子も大切にする、これが人権意識。この点で弁護士が教育にかかわっていく根拠になっている。またいじめが起こってしまった時の対処については、いじめ重大事態が発生した時の調査委員としての対応がある。我孫子市は、重大事態は年間どのくらい発生しているか？

事務局（指導課）：昨年度は 0 件、一昨年度は 3 件あった。

坂口委員：昨年 8 月に重大事態に対するのガイドラインが改訂され、いじめ重大事態の調査主体は基本学校調査、ただ学校調査でも第三者を入れることが望ましいと明記された。

学校調査でも弁護士を入れるという動きが近隣自治体で出ており、重大事態が発生したら弁護士会がすぐに派遣できるよう体制を整えている。

教育に詳しい弁護士ばかりではない。子どもの福祉を考えられる弁護士であれば、子どもが安心安全に学校に戻るためにはどういう支援が必要かを考えられる。子どものために弁護士がどういう関わり方をすればよいかは弁護士内の啓発も必要で、研修を定期的に行っている。